

住宅の防犯対策費用を補助します

全国的にトクリュウ等による空き巣や強盗、特殊詐欺などの事件が多発し、市民の安全・安心な暮らしが脅かされています。そこで、昨年度に続き、住宅の防犯対策費用の補助を行い、物価高騰の影響を受けた市民を支援するとともに各住宅の防犯対策を促進させることにより、地域防犯力の向上につなげ、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

1 補助対象者

購入日及び申請日に相模原市内に居住し、住民登録をしている方

※補助は世帯単位で、1世帯につき申請は1回まで

2 補助対象経費

対象となる防犯対策用品の購入費及び設置費

3 補助対象となる防犯対策用品

令和 8 年 8 月 1 日以降に購入・設置した次の用品

録画機能付きドアホン、屋外用防犯カメラ、屋外人感センサーライト、

玄関ドア錠、補助錠、防犯フィルム、面格子、センサーアラーム、

鍵付き宅配ボックス

4 補助率、補助上限額

設置及び購入費用の 2 分の 1、上限 2 万円（100 円未満は切り捨て）

5 申請受付期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から 10 月 30 日（金）まで

（※先着順。ただし予算額（4 千万円）に達し次第、終了します。）

6 申込受付方法

○電子申請又は各区役所地域振興課窓口で申請を受け付けます。（郵送は原則不可）

○また、各まちづくりセンター（橋本、中央 6 地区、大野南は除く。）、各出張所、連絡所（牧野、佐野川）では、申請書類をお預かりし、担当課へ回送します。

7 その他

○申請書は、8 月以降に市ホームページでダウンロードできるほか、各まちづくりセンター（橋本、中央 6 地区、大野南は除く。）、各公民館等に配架します。

○申請受付状況を市ホームページ及び交通・地域安全課 X（エックス）にて、随時お知らせします。



（市ホームページ）



（交通・地域安全課 X）

問合せ先

交通・地域安全課

電話 042-769-8229（直通）

トクリュウ等による犯罪から
命や財産、笑顔を守るため
防犯対策はしっかり行いましょう

相模原市では住宅の防犯対策費用を 最大 **20,000** 円補助します!

申請期間 令和8年9月1日(火)~10月30日(金)

※ただし、予算額に達した場合は、事前の予告なく、予定より早く終了する場合があります。

補助対象者

- (購入時・申請時) 相模原市に住民登録のある方
- 本人及び同一世帯の人が令和8年度に本補助金を受けていない人(1世帯1回まで)

補助額

設置及び購入金額(税込)の2分の1 補助上限額 20,000円
(補助上限額以内であれば複数の防犯用品を合算しての申請も可能です。)

対象となる 防犯用品 (9品目)

- 録画機能付きドアホン
- 防犯フィルム
- 屋外防犯カメラ
- 面格子
- 屋外人感センサーライト
- センサーアラーム
- 補助錠
- 鍵付き宅配ボックス
- 玄関ドア錠(ディンプルキー、ウェーブキー、スマートロック等)
(令和8年8月1日以降に購入・設置したものに限りします。)

申請の流れ

対象となる防犯用品を購入・設置し、領収書を受領

(購入先の指定は行いません。インターネットでの購入も対象としますが、領収書を発行できる購入先にて購入してください。)

申請フォームによる申請

右のQRコードにより申請フォームに
アクセスし、必要事項を入力し、必要
書類を添付して申請を行ってください。

※8月31日以前にはアクセスできません。



添付書類

- 領収書又はレシートの写し
- 本人確認書類の写し(免許証、マイナンバーカードなど)
- 購入・設置した防犯対策用品の写真
- 振込先口座情報の写し
(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの)

申請書(紙)による申請

申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに各
区役所地域振興課又は、各まちづくりセンター(橋
本、中央6地区、大野南を除く)、各出張所、連絡
所(牧野、佐野川)へ提出してください。(郵送で
の受付はいたしません。)

※まちづくりセンター、出張所、連絡所(牧野、佐野川)では、
書類の書き方の説明や提出書類の確認は行えませんので、提出
書類をまとめて封筒に入れ、ご持参ください。

※申請書は、各区役所地域振興課、まちづくりセンター(橋本、
中央6地区、大野南を除く)、出張所、公民館(沢井を除く)
に配架しています。また、市ホームページからもダウンロード
することができます。

指定された口座へ補助金の振込み(指定口座への振り込みは、令和8年10月1日以降行います。)

お問合せ 相模原市コールセンター TEL 042-770-7777

(コールセンターで対応できないお問い合わせは、担当課の交通・地域安全課に転送する場合がございます。)

裏面もご覧ください▼

その他の注意事項

- 申請の際に領収書又はレシートの写しが必要となります。領収日、購入した店舗名または工事業名、購入者名、支払金額、購入・設置をした品目の名称・型番等が記載され、防犯対策用品を購入・設置したことが分かるものが必要となります。
- 防犯対策用品の取り付けに必要な部材（取付用金具、テープ、コード類等）や、記録に必要な記録媒体等（SDカード、電池等）は全て補助対象外となります。
- 送料、購入に係る交通費は、補助対象外となります。
- 各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券などでの購入分は、補助対象外となります。
- 個人間売買やフリーマーケットサイト（アプリ）等での購入分は補助対象外となります。
- 設置にかかる費用については、専門業者が設置を行った場合の設置費用のみ対象となります。
※専門業者ではない知人等に依頼した際の謝礼・報酬等は全て補助対象外です。
- 新築住宅（建築費用に防犯対策用品が含まれるもの）は補助対象外となります。
- 賃貸住宅に設置する場合は、トラブルにならないように、所有者からの同意を得るようにしてください。



補助対象となる防犯物品はどのようなものか。



令和8年8月1日以降に購入・設置した次の防犯物品となります。
「録画機能付きドアホン」、「屋外用防犯カメラ」、「屋外人感センサーライト」、「センサーアラーム」、「玄関ドア錠（ディンプルキー、ウェーブキー、スマートロック等）」、「補助錠」、「防犯フィルム」、「面格子」、「鍵付き宅配ボックス」の9品目となります。



設置場所による制限等はあるのか。



集合住宅の共用部分に設置する場合は、補助対象外となります。また、室内に設置する防犯カメラも補助対象外となります。



昨年度交付を受けた人も補助対象となるのか。



昨年度交付を受けた人も補助対象となります。



複数購入した防犯対策用品も合算して申請できるのか。



補助上限額（補助上限額20,000円）以内であれば、補助対象となりますので、全ての防犯対策用品の購入・設置を終え次第、合算して申請してください。



相模原市
ホームページ

その他のQ&Aについては市ホームページをご覧ください。

交通・地域安全課Xはこちら➡
(申請状況を9/2以降随時お知らせします)

